**高齢者虐待防止のための指針（ひな形）**

〇〇〇〇（事業所名）

**１　高齢者虐待の防止に関する基本的考え方**

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

**２　虐待の定義**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　　　容 |
| 身体的虐待 | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。  【例】介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける。 |
| 介護・世話の  放棄・放任 | 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を怠ること。  【例】入浴をしておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 |
| 心理的虐待 | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。  【例】他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 |
| 性的虐待 | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。  【例】排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 |
| 経済的虐待 | 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |

**３　高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項**

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

**（1）設置の目的**

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

**（2）高齢者虐待防止検討委員会の構成委員**

　　・委員長は〇〇が務める。

・委員会の委員は、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員とする。

**（＊事業所において、構成メンバーを定義すること。＊←使用時は削除してください）**

**（3）高齢者虐待防止検討委員会の開催**

・委員会は、委員長の招集により年〇回以上開催する。

・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

**（4）高齢者虐待防止検討委員会の審議事項**

① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること

④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること

⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

**（5）高齢者虐待防止の担当者の選任**

　　 高齢者虐待防止の担当者は、〇〇とする。

**（＊事業所の実情に則し選任してください。**

**なお、担当者は委員会の責任者と同一者が務めることが望ましい。＊←使用時は削除してください）**

**４　高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針**

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な

知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

（1）定期的な研修の実施（年〇回以上）

**（＊回数は事業所で設定してください。＊←使用時は削除してください）**

（2）新任職員への研修の実施

（3）その他必要な教育・研修の実施

（4）実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

**５　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針**

（1）虐待等が発生した場合は、速やかに高齢者あんしん課に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

（2）緊急性の高い事案の場合は、高齢者あんしん課及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

**６　虐待等が発生した場合の相談・報告体制**

（1）利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、３（5）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、施設長等に相談する。

（2）利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

（3）事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

（4）事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

（5）事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

**７　成年後見制度の利用支援**

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

**８　虐待等に係る苦情解決方法**

（1）虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。

（2）苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

（3）対応の結果は相談者にも報告する。

**９　利用者等に対する指針の閲覧**

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。

**10　その他虐待防止の推進のために必要な事項**

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和〇年〇〇月〇〇日より施行する。